

当別町景観計画

平成21年2月

当 別 町

目 次

序章	計画の目的・区域	1
1	景観計画の目的	1
2	景観計画の区域	1
第1章	当別町の景観資源の特性と課題	3
1 - 1	当別町の景観資源	3
1 - 2	特性と課題	5
第2章	景観形成の基本目標	7
2 - 1	基本目標	7
第3章	景観形成の基本方針・施策の基本方向	10
3 - 1	自然景観の保全、活用	11
3 - 2	農村景観の整備、活用	14
3 - 3	特色ある市街地景観の形成	19
3 - 4	未来の景観を担う人づくり	33
3 - 5	景観づくりへの参加、ルールづくり	35
第4章	景観形成のための必要な事項	37
4 - 1	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	37
4 - 2	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	39
4 - 3	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	39
4 - 4	景観農業振興地域整備計画に関する事項	40
4 - 5	景観協定の活用	40

序章 計画の目的・区域

1. 景観計画の目的

(1) 背景

当別町は、札幌近郊の田園都市として発展を続ける人口約2万人のまちです。

平成14年に「美しいまち当別をみんなでつくる条例」を制定し、積極的に個性豊かで良好な景観づくりを進めており、平成15年度には、町の景観資源に関する基礎調査を実施しました。

また、近年「景観法」を始めとする各種法律が整うとともに、平成19年3月に「当別町景観形成基本計画」を策定し、平成20年2月に北海道知事の同意を得て「景観行政団体」となり、当別町の良好な景観形成への取り組みを推進するための基礎的な整備を進めてきました。

今後はさらに将来の景観形成に対する大きな方向性を示すとともに、行政、町民の協力のもと、総合的かつ体系的に各種景観施策に取り組むことを通し、町民が誇れる美しい田園都市として持続発展を図ることが求められています。

(2) 目的

当別町らしい良好な景観形成を推進するため、当別町景観形成基本計画を基礎として、景観形成の基本方針、基本施策の展開方向、具体的な制限など、行政、町民の共通の方針として定めることを目的として、当別町景観計画（以下「景観計画」という。）を策定します。

(3) 計画の位置づけ

この計画は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条の規定に基づく景観計画であり、総合計画における景観施策に関する個別計画として位置づけられ、また、都市計画マスタープランと連携するものです。

2. 景観計画の区域（法第8条第2項第1号関係）

景観計画の区域は、当別町全域とします。

(参考) 景観とは

- ・「景観」とは、一般に街並みやたたずまいなどの、眺められる“対象”を示す「景」という文字と、それらを眺める“主体”である人間の感覚を表す「観」という文字が組み合わされた言葉とされています。
- ・地域の気候・地形・植生などの自然環境と、歴史・文化や地域生活の営みによる環境、商業や農林水産業などの社会的な営みによる環境が、地域空間に見えるものとして存在しているものです。
- ・景観は、“対象”の特性（スケール、要素とその構成、色彩などと、季節や時間による変化）、“主体”の特性（知覚、認知、経験、社会的・文化的背景など）及び“対象”と“主体”との関係（距離や位置など）によって分類されたり評価されます。
- ・景観は、視覚を通して二次元的に認知される眺望型の景観と、“主体”を取り巻く空間を三次元的に認知する環境型の景観に分けられます。後者では、視覚に加えて、聴覚や嗅覚などによってもその特徴が体感されることがあります。



第1章 当別町の景観資源の特性と課題

1-1 当別町の景観資源

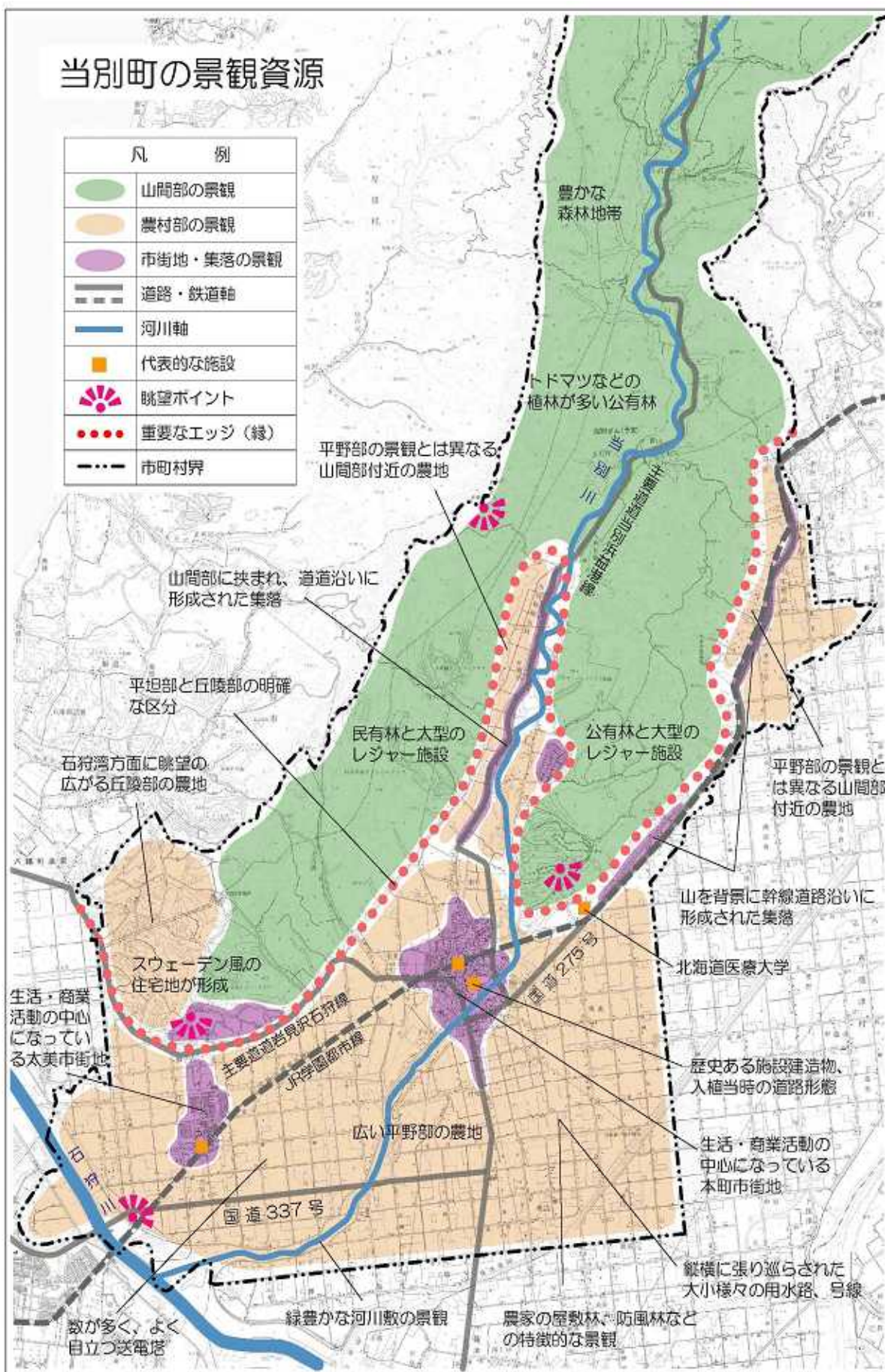
当別町の景観資源を、1.自然景観(山間部の景観)、2.農村景観、3.市街地景観、4.関連まちづくり活動などに分けて整理し、以下に示します。

表1-1 当別町の景観資源

分類	代表的な景観資源、取り組み
1.自然景観(山間部の景観) ・山間地区	・森林地域(ピンネシリ、神居尻山など) ・道民の森 ・当別ダム ・自然体験学習プログラム(道民の森など)
2.農村景観 ・農用地	・農用地(水田、畑) ・防風林 ・屋敷林、農家住宅
3.市街地景観 ・本町市街地地区 ・スウェーデンヒルズ地区 ・太美市街地地区 ・その他の市街地地区	・住宅地 ・商業地 ・市街地内道路 ・公園・緑地 ・市街地内河川 ・歴史的建造物 ・花いっぱい活動、河川景観への取り組み
4.関連計画、意識啓発事業 など	・関連計画 都市計画マスタープラン ・意識啓発事業 農家住宅コンテスト、大きな木コンテスト、オープンガーデン、景観スポット100選など ・移住促進事業など

当別町の景観資源

凡 例	
	山間部の景観
	農村部の景観
	市街地・集落の景観
	道路・鉄道軸
	河川軸
	代表的な施設
	眺望ポイント
	重要なエッジ（緑）
	市町村界



1 - 2 . 特性と課題

当別町の景観の特性と課題を整理すると、以下に示すとおりです。

(1) 自然景観(山間部の景観)

当別町の自然景観(山間部の景観)は、その多くが森林で占められており、道道当別浜益港線沿いに、北はピンネシリ、神居尻山の山々や道民の森、周辺の保安林、当別川などによって美しい自然景観が形成される、景観の「見せ場」が多いところです。

周辺の山並みは、平野部に向かって徐々になだらかになり、青山付近で東西に分割されています。

東は中小屋、金沢の背景となる山林となって伊達山を終端に平野部に至り、西は阿蘇岩山を経て、民有林により構成される樹林地、スウェーデンヒルズ、高岡の丘陵地となり、平野部に至る広大な景観を有しています。

また、民有林の樹林地内にはゴルフ場やスキー場などのレジャー施設が点在しています。

道道当別浜益港線や道道望来当別線などの沿道には農地が続き、穏やかな里の風景が見られる一方で、幹線道路沿道に不法投棄されたゴミや産業廃棄物がある場所がみられるなど周囲の自然環境と調和した沿道景観の整備が課題です。

また、一部土取り場等の跡もあり、景観との調和について検討が必要です。

(2) 農村景観

当別町の農地は、主として本町市街地と太美市街地を取り巻く形で一帯に田園風景が広がる平野部の農地、牧草地などが混在する丘陵部に広がる高岡の農地、道道当別浜益港線沿いの山あいには続く水田を中心とした弁華別の農地、国道 275 号沿いに山林を背景に続く金沢、中小屋の農地などがあります。

これらの農地は、季節ごとに表情を変え、美しい農村景観をつくり出しています。

数多くの送電塔、送電線、花卉栽培のビニールハウスや、地域を縦横断する国道 275 号、国道 337 号、道道当別浜益港線、道道岩見沢石狩線、JR 学園都市線、当別川などがおりなす景観なども、当別町の農村景観の特徴的な要素となっています。

農村景観は、平野部は遮るものがほとんどないため見通しがよく、防風林や点在する農家、樹木などが遠くからよく見えることから、北海道医療大学やロイズふと美工場などの大型施設が目を引き存在になっています。

弁華別、中小屋など、国道沿道の一部地域には市街地が形成されており、周囲の農地と調和したゆとりある住宅などがみられます。

一方で、一部に荒廃した農地、廃屋などの景観阻害要素がみられ、その改善が課題です。

(3) 市街地景観

当別町の市街地は、古くからの市街地である本町市街地地区、新たな市街地である太美市街地地区、スウェーデンヒルズ地区、その他の市街地地区に区分されます。

本町市街地地区では、パンケチュウベシナイ川の河川整備、花づくりなど、古くからの市街地ならではの特性を活かした景観整備が行われています。

太美市街地地区、スウェーデンヒルズ地区では、新たな市街地として、北欧の雰囲気

まちづくりに活かした景観整備が行われています。

その他の市街地地区では、菜園を持つ広々とした住宅地整備など、周囲の田園に調和した住宅地整備が行われている地区があります。

町民アンケートでは、スウェーデンヒルズ地区の景観や田園風景などを「好きな景観、将来残したい景観」として評価する一方で、商店街や道路、空き店舗などの市街地景観においては「きれいな景観、直したい景観」として評価しています。

古くからの市街地、新たな市街地と各市街地がもつ、市街地形成の歴史などの特徴を活かした、特色ある景観整備が課題です。

(4) 関連計画、意識啓発事業など

当別町のまちづくりは、「都市計画マスタープラン」に基づき、「美しく、個性的で、暮らしやすい都市の形成」を理念に掲げ、自然環境と調和した美しい都市空間の形成を推進するとしています。

また、当別町では、農家住宅コンテスト、大きな木コンテスト、オープンガーデン、景観スポット100選など、町民の景観意識啓発につながる事業を続けており、近年では沿道の花いっぱい活動など、その成果が着実に現れてきています。

今後も、地域の住民の景観意識の向上が課題です。



大きな木コンテスト



農家住宅モデルコンテスト

第2章 景観形成の基本目標

2-1. 基本目標

自然と調和した美しい田園のまちを目指し、当別町らしい良好な景観形成を推進するための具体目標として、基本目標を以下のとおり定めます。

(1) 自然景観の保全、活用

- 水と緑の豊かな自然景観をまもる -

当別町の豊かな水と緑資源は、農村部の田園風景と並んで本町が誇りとし大切にしていかなければならないものであり、全体の景観を構成する貴重な資源です。

森林環境、防風林の保全活用、河川的环境整備を通じた景観づくり、また森林地域を貫く道路沿道景観を整え、緑豊かな景観づくりを行います。

当別町第5次総合計画における指標・目標

公園・緑地などの整備

・公園などの整備に対する満足度

(H19) 34.8% (H30) 40%以上

(2) 農村景観の整備、活用

- 当別農業のブランド力を高める景観形成 -

農村景観の整備、私有地内の景観阻害要素に対する誘導、農村景観と調和した住宅地整備、農用地における修景づくり、交流の場づくりなど、農村部における景観づくりをとおして、当別の基幹産業である農業をより一層内外にアピールできる環境づくりを進めていきます。

当別町第5次総合計画における指標・目標

農村環境の保全

・美しい田園風景に対する満足度

(H19) 41.7% (H30) 60%以上

(3) 特色ある市街地景観の形成

- 美しく、個性的な市街地景観の形成 -

美しく、個性的で、町民が誇りを感じることができる景観を形成するため、花、歴史、スウェーデンとの交流など当別町固有の資源を最大限に活用した景観形成を推進します。

当別町第5次総合計画における指標・目標

美しいまちづくりの推進

・美しい街並みの形成に対する満足度

(H19) 33.9%

(H30) 50%以上

(4) 未来の景観を担う人づくり

- 子ども達や地域で景観を考える場をつくる -

次代の当別町の景観を担う子ども達や住民等に向けて、学校、地域での景観学習プログラムの推進を図ります。

(5) 景観づくりへの参加、ルールづくり

- 行政、住民の協働による景観づくり -

良好な景観形成は、行政、住民、企業の協力なしにはできないものです。

美しい景観委員会や各種計画策定における町民参加を進めていくと共に、景観コンテストなどを統合し、顕彰制度の設立を目指します。

また、地域住民によるよりよい景観づくりを進めるために、景観形成ルールの検討を行います。

当別町第5次総合計画における指標・目標

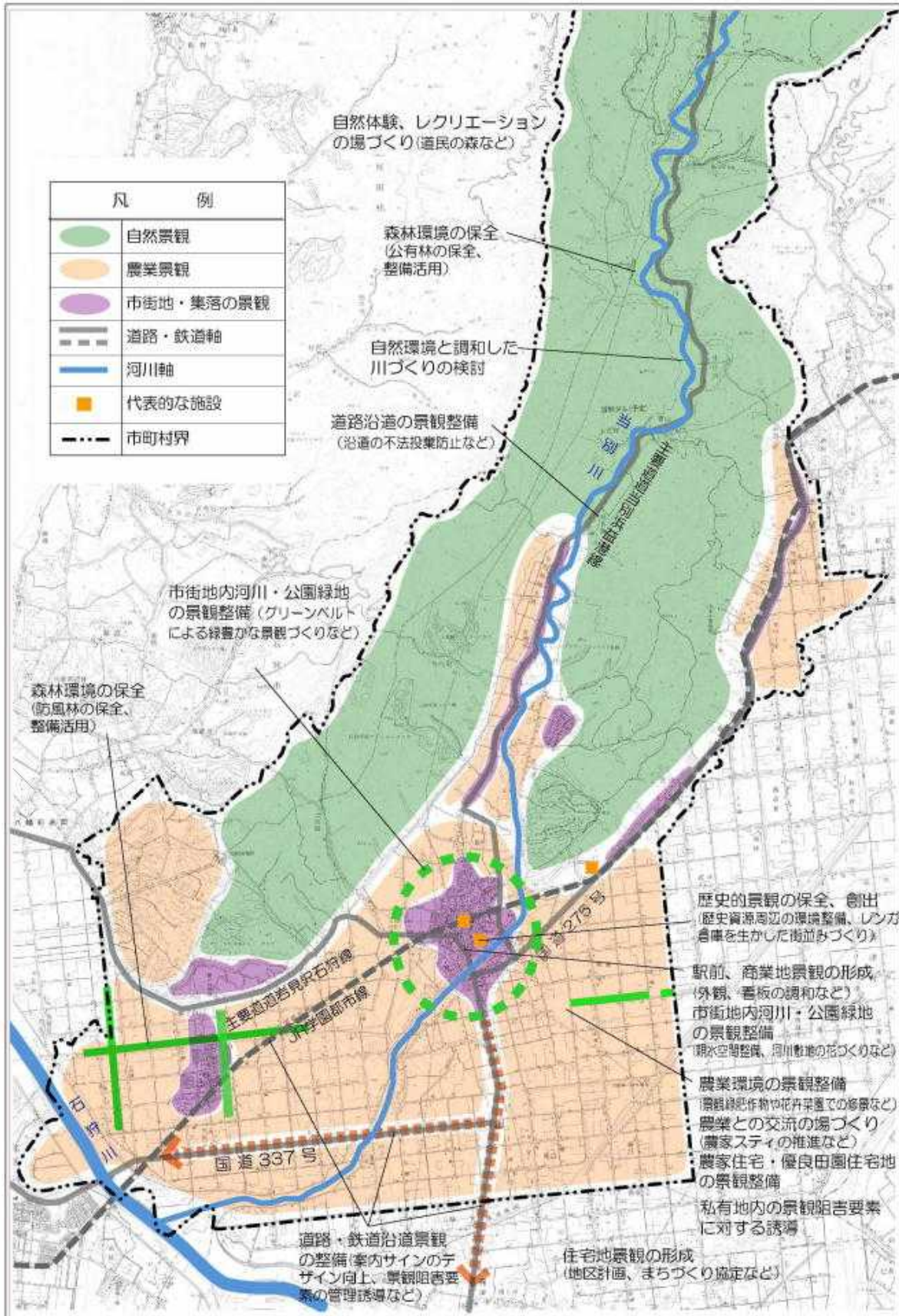
美しいまちづくりの推進

・町内美しいまちづくり組織数

(H19) 38 組織

(H30) 44 組織

図 2-1 当別町景観形成のイメージ



第3章 景観形成の基本方針・施策の基本方向(法第8条第2項第2号関係)

景観形成の基本目標を実現するため、景観形成の基本方針・施策の基本方向を定めます。

表3-1 景観形成の基本方針

基本目標	景観形成の基本方針
1 自然景観の保全、 活用	(1) 森林環境、防風林の保全 (2) 自然体験、レクリエーションの場づくり (3) 自然景観と調和した川づくり (4) 道路沿道の景観整備
2 農村景観の整備、 活用	(1) 農業環境の景観整備 (2) 農家住宅・優良田園住宅地の景観整備 (3) 私有地内の景観阻害要素の改善に対する誘導 (4) 農業との交流の場づくり (5) 道路沿道の景観整備
3 特色ある市街地 景観の形成	A 本町市街地地区 (1) 駅前、商業地景観の形成 (2) 住宅地景観の形成 (3) 沿道景観の形成 (4) 歴史景観の保全、創出 (5) 市街地内河川・公園緑地の景観整備 B 太美市街地地区 (1) 駅前景観の形成 (2) 住宅地景観の保全 (3) 沿道景観の形成 (4) 公園緑地の景観整備 C スウェーデンヒルズ地区 (1) 住宅地景観の形成 (2) 公園緑地の景観整備 D その他の市街地地区 (1) 住宅地景観のルールづくり (2) 公園緑地の景観整備
4 未来の景観を担う 人づくり	(1) 学校、地域での景観学習プログラム等の推進 (2) 景観意識の啓発
5 景観づくりへの 参加、ルールづくり	(1) 町民参加による景観づくり (2) 顕彰制度の設立 (3) 景観形成ルールの検討

3 - 1 . 自然景観の保全、活用

基本方針 1 森林環境、防風林の保全

四季を感じさせ、鉄道の車窓や広域幹線道路、市街地からみえる森林地域、防風林は、当別町ならではの自然景観として、適切な保全に努めます。

(1) 施策の基本方向

公有林、防風林の保全

- ・町内の公有林、防風林は貴重な自然景観資源として保全を図ります。

森林環境、防風林保全に向けた意識啓発

- ・森林機能の普及啓発パンフレットなどを通して、森林保全に向けた意識啓発を行います。
- ・公有林、防風林の保全、活用方策の検討を行います。



青山ダム周辺

(2) 主要施策及び主要事業

- ・森林機能普及啓発パンフレット作成

基本方針 2 自然体験、レクリエーションの場づくり

道民の森など、町民や来訪者が森林に親しめる場においては、景観に配慮した整備に努めるとともに、景観学習など、景観に親しみをもってもらうプログラムの開発、普及を行います。

(1) 施策の基本方向

自然体験、レクリエーションプログラムの情報提供

- ・役場ホームページを活用した、道民の森などで行われている自然体験、レクプログラムの紹介を通して、情報提供を行います。



道民の森（神居尻地区）

基本方針3 自然景観と調和した川づくり

森林地域内などの河川環境整備においては、周囲の自然景観と調和するよう配慮します。

(1) 施策の基本方向

周囲の自然と調和した川づくり

- ・森林地域の河川の整備にあたっては、周辺の景観に配慮します。
- ・当別町のみならず石狩川流域の貴重な財産である石狩川・当別川合流地域の生態系を保全するため、自然環境との調和に配慮した自然再生への取り組みを積極的に推進します。

河川に親しむ機会づくり

- ・河川に親しむことができるイベントなどを通し、河川に親しむ機会づくりを行います。

当別ダムの景観整備

- ・住民による植樹活動の推進など、当別ダムの景観整備に努めます。



トヨベリ川

(2) 主要施策及び主要事業

- ・河川に親しむことができるイベントの開催
- ・石狩川下流当別地区自然再生事業への連携と推進

基本方針4 道路沿道の景観整備

森林地域を貫く道路沿道における不法投棄の防止など、よりよい景観づくりに努めます。

(1) 施策の基本方向

不法投棄の防止（幹線道路沿道など）

- ・地域住民と連携した不法投棄防止策の検討、意識啓発
- ・幹線道路沿道の屋外広告物規制誘導
- ・良好な景観を阻害する屋外広告物等の適正な指導・勧告

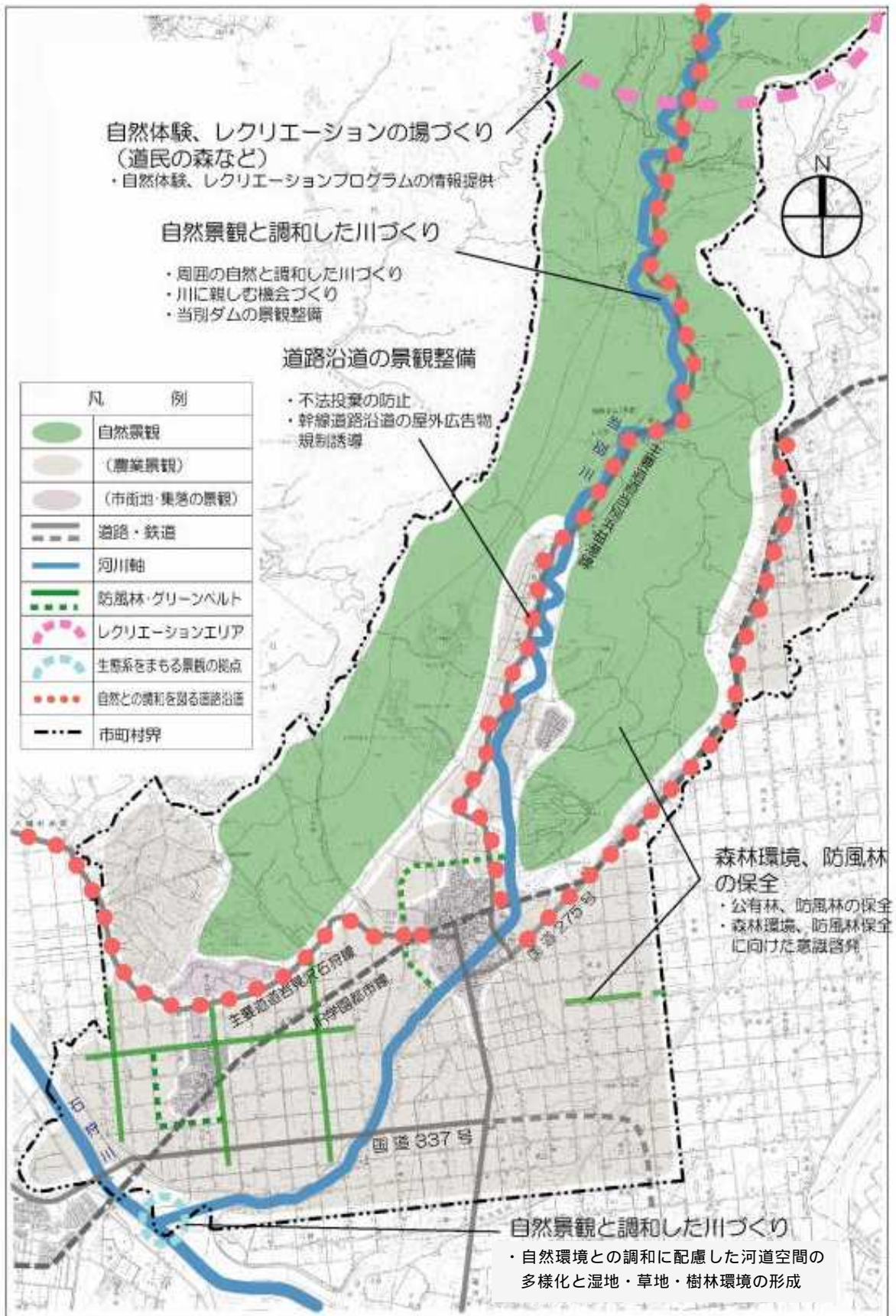
(2) 主要施策及び主要事業

- ・不法投棄禁止の啓発・監視の徹底
- ・屋外広告物指導要綱の制定検討



道道当別浜益港線

図 3-1 施策の基本方向（自然景観）



3 - 2 . 農村景観の整備、活用

基本方針 1 農業環境の景観整備

当別町の農地や農業用水などの資源の向上を図る一環として、農用地、農業用排水路、農道沿道などの景観整備を進めます。

(1) 施策の基本方向

農道沿道の景観形成の推進

- ・ 農業用排水路草刈り時期の調整や集会所周辺の景観形成の推進（植樹・緑化）を通し、農道沿道の景観形成の推進を図ります。

不法投棄の防止（再掲）



収穫前の水田

(2) 主要施策及び主要事業

- ・ 農地・水・環境保全向上対策の推進

基本方針 2 農家住宅・優良田園住宅地の景観整備

農家住宅の屋敷林の保全や周辺環境整備に努めるとともに、優良田園住宅地においては、地域との自然環境、農地との調和に配慮した住宅地の景観整備を進めます。

(1) 施策の基本方向

農家住宅屋敷林の保全、整備、活用

- ・ 良好な農家住宅屋敷林を「当別町景観重要樹木」として指定することを含め、農家住宅の景観形成にむけた指針の作成などにより、農家住宅屋敷林の保全、整備、活用を図ります。

優良田園住宅のPR

- ・ 各種事業を通し、当別町優良田園住宅のPRを行います。

優良田園住宅地域における「景観協定」の制度の活用支援

- ・ 地域住民の自主的な景観づくりを促し、「景観協定」の制度の活用を支援します。

(2) 主要施策及び主要事業

- ・ 「当別町景観重要樹木」の指定
- ・ 農家住宅景観形成指針の作成
- ・ 当別町優良田園住宅のPR

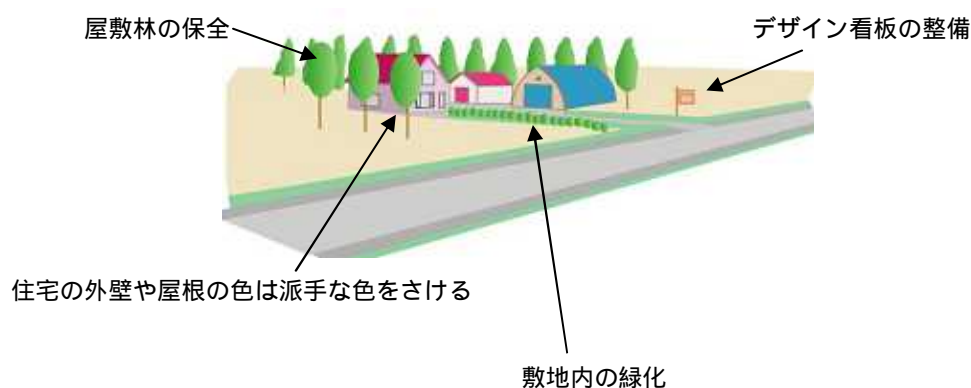


優良田園住宅
(金沢)

(参考) 農家住宅の景観形成に向けた指針について

- ・当別町の農家住宅は、居住の場（住宅）と生産の場（倉庫やビニールハウス）などが同じ敷地内にあるものが多くみられます。
- ・今後当別町では、農家や地域住民と協力し、敷地内の整理整頓や、古い農機具を活用した工夫、屋敷林の保全活用、個性あるデザイン看板など、良好な農家住宅の景観形成に向けた指針の策定など検討します。

(農家住宅の景観形成イメージ)



(参考) 当別町優良田園住宅について

- ・優良田園住宅では豊かな自然環境に恵まれ、都会生活では味わえない様々な暮らし方を楽しむことができます。町は平成15年度に「当別町優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」を策定し住宅の建設を促進しています。
- ・周囲の農村景観と調和するよう、住宅建築にあたっては、敷地面積の最低限度や敷地境界からの壁面後退、外壁や屋根、色彩などについて、ルールが定められています。



基本的要件（抜粋）

- ・敷地面積の最低限度500㎡
- ・建ぺい率の最高限度3/10
- ・容積率 5/10
- ・階数の最高限度 3階以下（高さ10m以内）
- ・敷地境界からの壁面後退 2m以下
- ・自然景観と調和したものとする
- ・外壁は原則として木材を利用する
- ・屋根は三角勾配屋根とする
- ・色彩については原色等の華やかな色を避ける など

基本方針 3 私有地内の景観阻害要素の改善に対する誘導

私有地内の廃屋など、道路沿道から多くの人に不快な印象を与えるものは、所有者に適正な管理を呼びかけるなど、景観阻害要素の改善に努めていきます。

(1) 施策の基本方向

景観阻害要素改善のためのルールづくり

- ・当別町景観阻害要素改善要綱の整備、美しい景観委員会による景観阻害要素マップ作成、所有者への通知・要請など、景観阻害要素の適正な管理に向けたルールづくりを行います。

(2) 主要施策及び主要事業

- ・当別町景観阻害要素改善要綱の整備
- ・美しい景観委員会による景観阻害要素マップ作成
- ・景観阻害要素所有者への通知・改善要請



長い間放置されたままの廃材

基本方針 4 農業との交流の場づくり

当別町の豊かな農村景観を地域住民や来訪者に体験してもらうことや、広報などのPRを通し、当別の農業ブランド力のアップにつなげます。

(1) 施策の基本方向

農業との交流情報の整備

- ・農作業体験、農村景観サイクリングルートづくり、マップ作成を通して、農業との交流情報の整備を図ります。

農村景観の眺望点づくり

- ・農村景観サイクリングで楽しめる眺望点を発見し、農村景観サイクリングルートづくり、マップに盛り込みます。



北海道医療大学学生の農業体験

(2) 主要施策及び主要事業

- ・農作業体験の推進
- ・農村景観サイクリングルートづくり、マップ作成

基本方針 5 道路沿道の景観整備

農業地域を貫く道路沿道における不法投棄の防止など、よりよい景観づくりに努めます。

(1) 施策の基本方向

不法投棄の防止（幹線道路沿道など）

- ・ 地域住民と連携した不法投棄防止策の検討、意識啓発
 - ・ 幹線道路沿道の屋外広告物規制誘導
 - ・ 良好な景観を阻害する屋外広告物等の適正な指導・勧告
- #### 幹線道路の景観整備
- ・ 周辺景観と調和した道路整備を進めるために関係機関と調整を図り、良好な景観の形成に努めます。



町が管理する道路の景観整備

- ・ 草刈など管理及び整備に際して、積極的に景観向上に努めます。

(2) 主要施策及び主要事業

- ・ 不法投棄禁止の啓発・監視の徹底
- ・ 屋外広告物指導要綱の制定検討
- ・ 景観を意識した道路管理の徹底

(参考) 屋外広告物の規制誘導について

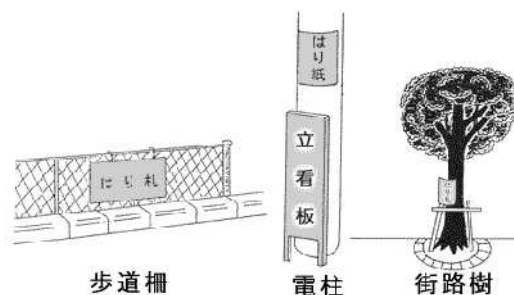
屋外広告物とは

常時又は一定の期間継続して表示されるもの 屋外で表示されるもの 公衆に表示されるもの 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他工作物などに掲出され、又は表示されたもの、これらに類するもの。

～ の要件をすべて満たしているものが屋外広告物です。

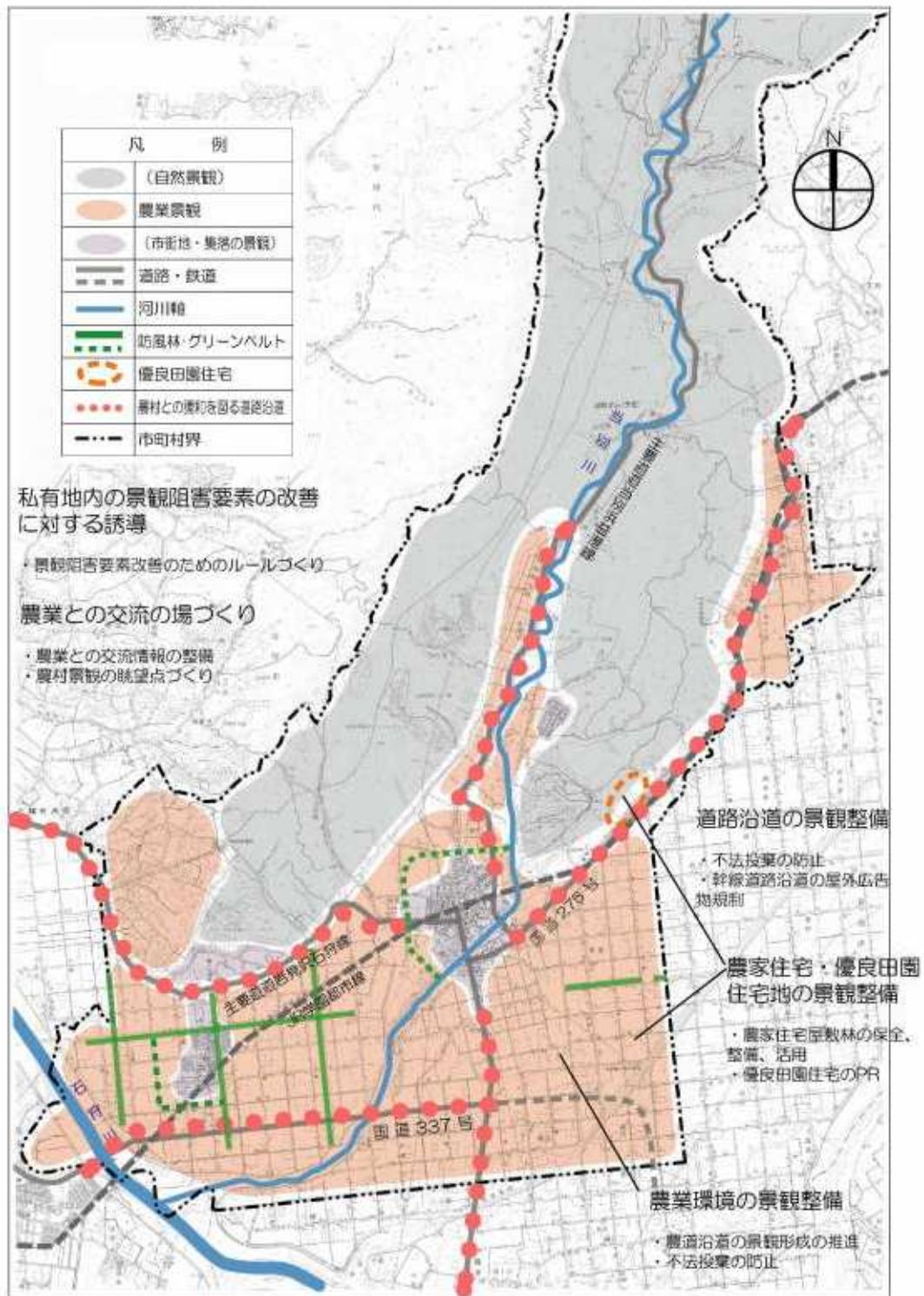
当別町では、「北海道屋外広告物条例」に基づき北海道と連携し、屋外広告物の大きさや高さ等を監視し、必要に応じて除去するなどに努めています。

今後は色彩や配置方法など、細かなルールを要綱として整備することについて検討します。



北海道屋外広告物条例に基づく違反広告物の例

図3-2 施策の基本方向（農村景観）



3 - 3 . 特色ある市街地景観の形成

当別町には、本町市街地地区、太美市街地地区、スウェーデンヒルズ地区の他にも、まとまりある住宅地として計画的に整備された住宅地「みどり野」などがあります。

市街地の持つ歴史、周辺環境、スウェーデンとの交流など、各地区が持つ景観資源、特徴に合わせた市街地景観の形成を図ります。

A 本町市街地地区

本町市街地地区は当別町の中心地として、入植地の面影を今に残す道路や建物、町民に親しまれているパンケチュウベシナイ川など、地域固有の資源を多く持つ地区です。

駅前、商業地景観、住宅地、道路沿道、歴史を生かした景観づくりなどとおして、花と川、歴史を生かした当別町の美しい中心街の景観形成を図ります。

基本方針 1 駅前、商業地景観の形成

(1) 施策の基本方向

石狩当別駅周辺の景観形成の推進

- ・花壇の設置などを通し、石狩当別駅周辺の景観形成を行います。

当別大通の景観形成の推進

- ・地域住民による花壇づくり活動などを通し、本町市街地地区の骨格である当別大通の景観形成を行います。

ポケットパークなど一息つける緑空間の形成

- ・中心市街地内に広場やベンチを適宜設置し、一息つける緑空間づくりを行います。

商店街の景観形成推進

- ・商店街沿道を花で彩りを添えたり、空き地の草刈りを行うなど、商店街の景観形成を進めます。

冬に暖かみのある景観形成

- ・駅前や商店街をイルミネーションなどでかざり、暖かみのある景観づくりを行います。

(2) 主要施策及び主要事業

- ・(仮)当別景観ルート整備事業



当別大通の植栽

基本方針 2 住宅地景観の形成

(1) 施策の基本方向

良好な住宅地景観の形成

- ・住宅地における環境美化、周辺環境と調和した住宅地景観づくりに向けた指針として、住宅地景観形成ガイドプラン策定に向けた検討を行います。

冬に暖かみのある景観形成

- ・民間団体等と協力した冬季間のイルミネーションなどによる暖かみのある風景を演出します。

主要施策及び主要事業

- ・住宅地景観形成ガイドプラン策定に向けた検討
- ・住宅地の良好な景観づくりのための屋外広告物規制の促進

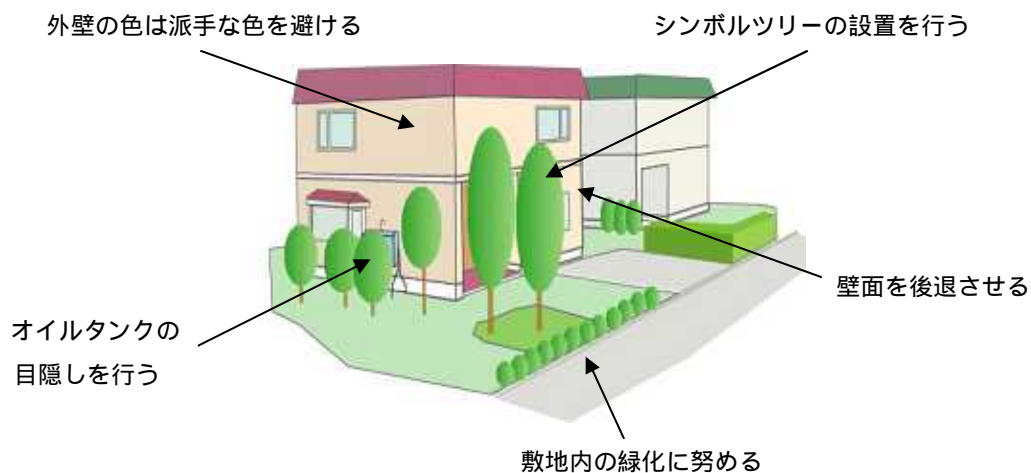
(参考) 住宅地景観形成ガイドプラン

- ・住宅地景観形成ガイドプランとは、良好な住宅地景観をつくるために、住宅建設時における敷地や建築物、車庫や庭づくりについての指針を示すものです。
- ・今後当別町では、住民、企業、行政が協力し、住宅地景観形成ガイドライン策定に向けた検討を進めていきます。

(例)

- ・住宅地における環境美化の推進
- ・新築・建て替え・改修時には周辺環境と調和するように壁・屋根の色にはできるだけけばけばしいものは避けるように誘導する。(市街地の住宅周辺の景観形成を誘導するような指針を示す)
- ・緑豊かな住宅地づくり指針(シンボルツリーのある住宅づくり)など

(住宅地景観形成ガイドプランのイメージ)



基本方針3 沿道景観の形成

(1) 施策の基本方向

(仮) 当別景観ルートによる沿道景観の形成

- ・国道275号、337号、道道沿道など町内の主要な道路を(仮)当別景観ルートとして指定し、良好な景観を形成するために、地域住民の意見を伺いながら、関係機関との調整に努めます。



ふくろう街道(道道当別浜益港線)

(2) 主要施策及び主要事業

- ・(仮)当別景観ルート整備事業

基本方針4 歴史景観の保全、創出

(1) 施策の基本方向

歴史的建造物など歴史資源の保全、周辺環境整備

- ・観光スポットの散策マップの普及などを通して、歴史資源の保全、周辺環境整備を行います。



伊達邸別館

(2) 主要施策及び主要事業

- ・散策ルートマップの作成

基本方針5 市街地内河川・公園緑地の景観整備

(1) 施策の基本方向

パンケチュウベシナイ川沿いの景観形成の推進

- ・パンケチュウベシナイ川の河川敷地などを活用した、花壇やポケットパークづくり、住民参加による植樹活動、河川緑化団体の支援を通し、河川沿いの景観形成をすすめます。

住民による植樹、植花活動の促進

- ・地域に合った樹木や花を住民が選び、自ら植栽や管理をすることで地域のコミュニケーションを図ります。

地域住民による清掃活動による環境美化

- ・地域の公園等を住民が主体的に環境美化に取り組みながら、景観整備を進めます。

グリーンベルトの形成、公園・緑地などの整備

- ・当別町の特徴的な資源である防風林を保全するとともに、市街地の輪郭となるようにグリーンベルトを延伸し、町民が憩い、楽しむ場として活用するため、遊歩道、休憩スペースなどの整備を推進します。
- ・子どもから高齢者まで、ふれあい、憩える空間を確保するため、緑の基本計画を策定し、景観と調和した公園の整備や緑地の保全、緑化の推進に努めます。

(2) 主要施策及び主要事業

- ・パンケチュウベシナイ川河川整備事業の推進
- ・親水空間整備、河川敷地を活用した花づくり
- ・花壇、ポケットパークの整備
- ・住民参加による植樹活動の推進
- ・河川緑化活動団体の支援
- ・グリーンベルトの形成
- ・「緑の基本計画」の策定



パンケチュウベシナイ川

(参考) グリーンベルトについて

- ・グリーンベルトとは、当別町都市計画マスタープランに示された、市街地の輪郭となる樹林などの緑のことです。
- ・帯広市では郊外部への市街地の拡大を抑制するため、市民、企業、行政の協力で約400haの「帯広の森」が長期にわたり整備されています。



グリーンベルトのイメージ

基本方針 6 町施設の景観整備

(1) 施策の基本方向

町が管理する建物とその敷地（役場、ゆとろなど）の景観整備

- ・草刈・花壇整備など、各施設の管理運営の中で、積極的に景観向上に努めます。
- ・施設利用者と協働で取り組む施設の景観整備のあり方について検討します。

町が管理する道路・橋梁・河川・公園などの景観整備

- ・草刈・花壇整備など管理及び整備に際して、積極的に景観向上に努めます。

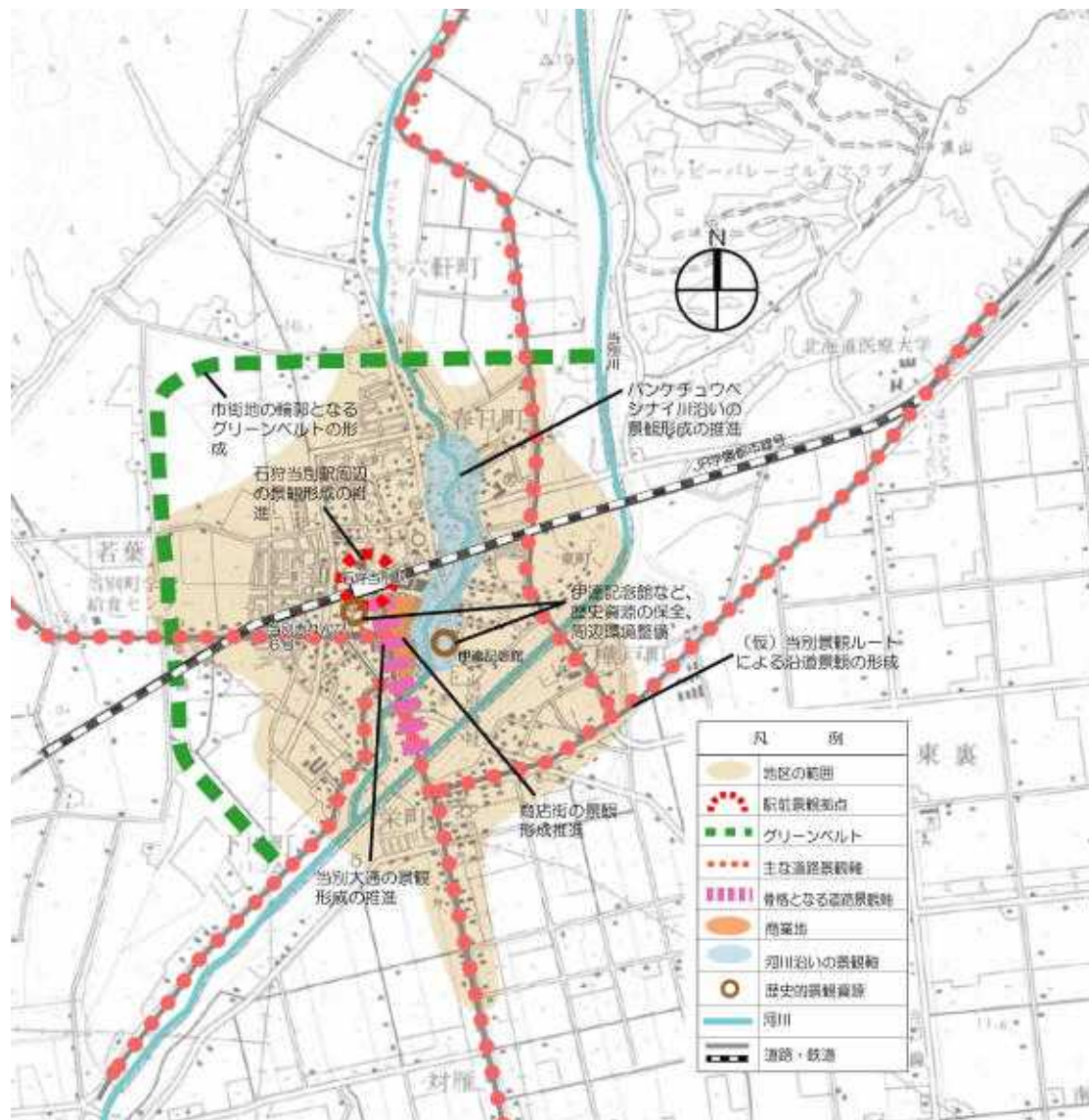
(2) 主要施策及び主要事業

- ・各施設外観の整備
- ・住民参加による施設等美化活動の推進
- ・景観を意識した道路等の管理の徹底



総合体育館

図 3-3 施策の基本方向（本町市街地地区）



B 太美市街地地区

太美市街地地区は、周囲を農地に囲まれた、住宅を中心とする市街地です。

スウェーデンヒルズ地区への最寄りの市街地であることから、石狩太美駅や駅前通りでは、スウェーデンをモチーフにした街並み整備が進められています。

今後も駅前景観の維持保全に努めると共に、住宅地における景観ルールづくり、住民による植樹や花づくりなどをおして、統一感のある美しい市街地景観の形成を図ります。

基本方針 1 駅前景観の形成

(1) 施策の基本方向

スウェーデンをモチーフに取り入れた街並み保全

- ・スウェーデンをモチーフに取り入れた街並み保全を通して駅前景観の形成を図ります。



J R 石狩太美駅

(2) 主要施策及び主要事業

- ・民間団体等と協力した冬季間のイルミネーションなどによる暖かみのある風景の演出

基本方針 2 住宅地景観の形成

(1) 施策の基本方向

太美地区住宅地景観のルールづくり

- ・住宅地景観形成ガイドプランの作成や、冬季のイルミネーションなどを通して、良好な住宅地景観の形成を図ります。



スターライト町内会花壇

(2) 主要施策及び主要事業

- ・住宅地景観形成ガイドプラン策定に向けた検討
- ・住宅地における環境美化の推進
- ・住宅地の良好な景観づくりのための屋外広告物規制の促進

基本方針3 沿道景観の形成

(1) 施策の基本方向

(仮) 当別景観ルートによる沿道景観の形成 (再掲)

- ・国道337号、道道沿道など町内の主要な道路を(仮)当別景観ルートとして指定し、良好な景観を形成するために、地域住民の意見を伺いながら、関係機関との調整に努めます。



(2) 主要施策及び主要事業

- ・(仮)当別景観ルート整備事業

基本方針4 公園緑地の景観整備

(1) 施策の基本方向

住民による植樹、植花活動の促進

- ・地域に合った樹木や花を住民が選び、自ら植栽や管理をすることで地域のコミュニケーションを図ります。

地域住民による清掃活動による環境美化

- ・地域の公園等を住民が主体的に環境美化に取り組みながら景観整備を進めます。

グリーンベルトの形成

- ・当別町の特徴的な資源である防風林を保全するとともに、市街地の輪郭となるようにグリーンベルトを延伸し、町民が憩い、楽しむ場として活用するため、遊歩道、休憩スペースなどの整備を推進します。
- ・子どもから高齢者まで、ふれあい、憩える空間を確保するため、緑の基本計画を策定し、景観と調和した公園の整備や緑地の保全、緑化の推進に努めます。



あいあい公園

(2) 主要施策及び主要事業

- ・花壇、ポケットパークの整備
- ・住民参加による植樹活動の推進
- ・グリーンベルトの形成
- ・「緑の基本計画」の策定

基本方針 5 町施設の景観整備

(1) 施策の基本方向

町が管理する建物とその敷地（西当別コミュニティセンターなど）の景観整備

- ・草刈・花壇整備など、各施設の管理運営の中で、積極的に景観向上に努めます。
- ・施設利用者と協働で取り組む施設の景観整備のあり方について検討します。

町が管理する道路・橋梁・河川・公園などの景観整備

- ・草刈・花壇整備など管理及び整備に際して、積極的に景観向上に努めます。

(2) 主要施策及び主要事業

- ・各施設外観の整備
- ・住民参加による施設等美化活動の推進
- ・景観を意識した道路等の管理の徹底



西当別コミュニティセンター

図 3-4 施策の基本方向（太美市街地地区）



C スウェーデンヒルズ地区

スウェーデンヒルズ地区は、当別の農村景観を見晴らす高台に位置し、背景となる森林と調和した計画的な住宅地です。ここでは建物の位置や意匠、道路の管理などを、地域のまちづくりルールとして定め、守り続けることで豊かな住宅地景観が維持されています。

今後もまちづくりルールに沿い景観形成を進めると共に、レクサンド記念公園の整備などを通し、緑に囲まれた統一感のある美しい市街地景観の形成を図ります。

基本方針 1 住宅地景観の保全

(1) 施策の基本方向

良好な住宅地景観の保全

- ・自然と調和した住宅地としての景観を次代にわたり引き継ぐため、まちづくりルールの維持更新を継続的に行います。

住宅地周囲の緑の保全

- ・スウェーデンヒルズ地区周囲の森林は、貴重な景観資源として保全を図ります。

景観地区指定の検討

- ・スウェーデンヒルズ地区は、現在、地域住民による建築協定に基づき景観の保全に努めていますが、今後、長期的に景観を保全するために、景観地区に指定することを検討します。



イースト地区

(2) 主要施策及び主要事業

- ・建築協定、都市計画法（景観地区など）、景観法による対応の検討

(参考) 景観地区とは

市町村が都市計画区域または準都市計画区域内において、より積極的に景観の形成や誘導により市街地の良好な景観の形成を図るために、都市計画に定める地区のこと。

景観地区の都市計画には、地域地区の種類、位置、区域及び面積を定めるとともに、建築物の形態意匠に関する制限を定める必要があります。さらに必要に応じて、建築物の高さの最高限度または最低限度、壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度を定めることができます。

基本方針 2 公園緑地の景観整備

(1) 施策の基本方向

レクサンド記念公園の景観形成の推進

- ・レクサンド記念公園の景観形成の推進を通して、公園緑地の景観整備を図ります。

住民による植樹、植花活動の促進

- ・地域に合った樹木や花を住民が選び、自ら植栽や管理をすることで地域のコミュニケーションを図ります。

地域住民による清掃活動による環境美化

- ・地域の公園等を住民が主体的に環境美化に取り組みながら景観整備を進めます。
- ・子どもから高齢者まで、ふれあい、憩える空間を確保するため、緑の基本計画を策定し、景観と調和した公園の整備や緑地の保全、緑化の推進に努めます。

(2) 主要施策及び主要事業

- ・レクサンド記念公園の景観形成の推進
- ・花壇、ポケットパークの整備
- ・住民参加による植樹活動の推進
- ・「緑の基本計画」の策定



レクサンド記念公園からの眺望

図 3-5 施策の基本方向（スウェーデンヒルズ地区）



D その他の市街地地区（みどり野など、まとまりある住宅地）

当別町には、本町市街地地区、太美市街地地区、スウェーデンヒルズ地区の他にも、まとまりある住宅地として計画的に整備された住宅地「みどり野」などがあります。

これら住宅地においては、住宅地景観のルールづくりや、道路沿道の植樹、花づくりなどを通し、景観周囲の農村景観と調和のとれた景観形成を図ります。

基本方針1 住宅地景観のルールづくり

（1）施策の基本方向

住宅地景観のルールづくり

- ・住宅地景観形成ガイドプランの作成や、冬季のイルミネーションなどを通して、良好な住宅地景観の形成を図ります。



みどり野町内会による環境整備

（2）主要施策及び主要事業

- ・住宅地景観形成ガイドプラン策定に向けた検討
- ・住宅地における環境美化の推進

基本方針2 公園緑地の景観整備

（1）施策の基本方向

住民による植樹、植花活動の促進

- ・地域に合った樹木や花を住民が選び、自ら植栽や管理をすることで地域のコミュニケーションを図ります。

地域住民による清掃活動による環境美化

- ・地域の公園等を住民が主体的に環境美化に取り組みながら、景観整備を進めます。

グリーンベルトの形成

- ・当別町の特徴的な資源である防風林を保全するとともに、市街地の輪郭となるようにグリーンベルトを延伸し、町民が憩い、楽しむ場として活用するため、遊歩道、休憩スペースなどの整備を推進します。
- ・子どもから高齢者まで、ふれあい、憩える空間を確保するため、緑の基本計画を策定し、景観と調和した公園の整備や緑地の保全、緑化の推進に努めます。



みどり野町内会老人クラブによる花植え

(2) 主要施策及び主要事業

- ・花壇、ポケットパークの整備
- ・住民参加による植樹活動の推進
- ・グリーンベルトの形成
- ・「緑の基本計画」の策定

3 - 4 . 未来の景観を担う人づくり

基本方針 1 学校、地域での景観学習プログラム等の推進

学校、地域での景観学習プログラムや、環境学習、景観セミナーなどの開催をとおして、当別の景観特性について知り、より良い景観づくりを行う担い手づくりを行います。

(1) 施策の基本方向

子どもに対する景観学習・環境学習の機会づくり

- ・ 小学校の総合学習などを活用し、景観学習・環境学習の機会をつくります。

地域住民向けの景観学習・環境学習の機会づくり

- ・ 景観セミナー、シンポジウムの開催、地域のリーダーづくりなど、地域住民向けの景観学習・環境学習の機会づくりを行います。

美しい景観委員会活動の充実

- ・ 住民の立場から美しい景観づくりに係わる各種施策に対して意見・提言を行う美しい景観委員会の活動内容の充実を通して、美しいまちづくりの担い手の核になる人材育成を進めます。

(2) 主要施策及び主要事業

- ・ 小学校の総合学習を利用した景観学習プログラム・環境学習の推進
- ・ 景観セミナー、シンポジウム等の開催
- ・ 景観向上のための地域リーダーの養成
- ・ 美しい景観委員会活動内容の充実（委員構成の見直し、検討内容の拡充など）
- ・ 景観体験事業の推進



ジュニアまちなみ探検クラブ
(当別消防署訓練塔)

基本方針 2 景観意識の啓発

当別町の豊かな景観を、地域住民や来訪者など、多くの人達が知り、体験することをおして、当別の景観をまもり、つくり、そだてる意識の啓発を図ります。

(1) 施策の基本方向

町内外へ向けた当別の景観の紹介

- ・ 広報誌やホームページはもちろん、町の各種事業を通じて当別の景観の美しさ町内、町外へ発信します。

町民向けの景観普及啓発事業の企画、実施

- ・ 町民参加による景観マップづくりなど、景観に対する意識を身近に持ってもらう事業を積極的に企画、実施します。

(2) 主要施策及び主要事業

- ・ 広報、ホームページを通じた当別の景観の紹介
- ・ フィルムコミッション、移住促進事業、観光など各種事業を通じた当別町の景観の紹介
- ・ 景観マップ策定事業
- ・ 地域でのミニシンポジウムの開催



景観スポット体験ツアー
(レクサンド記念公園)

3 - 5 . 景観づくりへの参加、ルールづくり

基本方針 1 町民参加による景観づくり

地域の景観づくりは地域住民の意識を大切にし、各種事業の景観整備にあたっては町民参加を基本とします。

(1) 施策の基本方向

美しい景観委員会活動の充実

- ・住民の立場から美しい景観づくりに係わる各種施策に対して意見・提言を行う美しい景観委員会の活動内容の充実を通して、美しいまちづくりの担い手の核になる人材育成を進めます。

各種景観整備事業における町民参加、意識啓発

- ・フラワーマスター連絡会と連携した花づくり、地域住民によるゴミ拾いなど、住民・事業者・行政が協力し、地域の景観づくりを行います。

景観モデル地域での試行

- ・町内でモデル地域を選定し、重点的に景観づくりの実証実験を取り組むことによって他の地域への見本を示します。

(2) 主要施策及び主要事業

- ・美しい景観委員会活動の充実（再掲）
- ・フラワーマスター連絡会、行政による道路沿道の花づくり活動
- ・地域住民によるゴミ拾い活動
- ・景観モデル地域整備事業



フラワーマスター連絡会による
「花づくりセミナー」

基本方針 2 顕彰制度の設立

景観関連コンテストなどを統合し、景観顕彰制度の確立を図ります。

(1) 施策の基本方向

(仮) 当別美しい景観賞の設立

- ・表彰制度など、既存の制度を統合し、(仮) 当別美しい景観賞を設立します。
(個人団体部門、花と緑部門、民間建築物部門、公共建築部門など)

(2) 主要施策及び主要事業

- ・(仮) 当別美しい景観賞(個人団体部門、花と緑部門、民間建築物部門、公共建築部門など)

基本方針 3 景観形成ルールの検討

長期に渡り景観をまもり、つくり、そだてるためのルールづくりの検討を進めます。

(1) 施策の基本方向

景観法への対応

- ・ 長期に渡り景観をまもり、つくり、そだてるため、景観法を踏まえたルールづくりに努めます。
- ・ 景観行政団体への移行したことを受け、独自の景観施策を推進します。

緑の保全

- ・ 市街地内に大きく育った樹木の保全に努めます。

(2) 主要施策及び主要事業

- ・ 建築協定、都市計画法（景観地区など）、景観法としての対応の検討
- ・ 景観阻害要素の改善に関するルールづくり

第4章 景観形成のための必要な事項

4-1. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第3号関係）

当別町全域において、景観に大きな影響を与える行為を景観法による届出の対象とし、景観形成基準（法第8条第3項第2号の規定に基づき定める基準）を定めます。

（1）届出の対象となる行為

種別	届出対象行為	規模
建築物	新築、増築、改築、移転	延べ面積 1,000 m ² 又は高さ 10mを超えるもの
	外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	上記の規模を超える建築物で外観の2分の1を超えるもの
工作物	塀、擁壁その他これらに類する工作物（特定公共施設、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設を除く。）	高さ 2 mを超えるもの
	新築 増築 改築 移転 ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱 その他これらに類する工作物（特定公共施設、鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設又は電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物を除く。） ・煙突その他これらに類する工作物 ・物見塔、装飾塔その他これらに類する工作物 ・彫像、記念碑その他これらに類する工作物 ・観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設 ・自動車車庫の用に供する立体的な施設 ・アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設 ・石油、ガスその他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する立体的な施設 ・汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設の用途に供する工作物 ・高架水槽その他これに類する工作物	築造面積 1,000 m ² 又は高さ 10m（建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 10m）を超えるもの
	外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	上記の種類及び規模の工作物で外観の2分の1を超えるもの
開発行為	・都市計画法に規定する開発行為	当該行為に係る土地の面積が 3,000 m ² を超えるもの
その他	・土地の形質の変更（都市計画法に規定する開発行為を除く）	当該行為に係る土地の面積が 3,000 m ² を超えるもの
	・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（雪の堆積を除く） 【期間が 30 日以上のもの】	当該行為に係る土地の面積が 1,000 m ² かつ当該行為に伴い生ずる堆積物の高さが 1.5mを超えるもの
届け出る必要のない行為	・上記の規模に満たない行為 ・通常の管理行為、非常災害のための応急措置として行う行為など	

(2) 景観形成基準 (法第 8 条第 3 項第 2 号の規定に基づき定める基準)

種 別	項 目	基 準
建築物	高さ	・周辺の景観から突出しないよう、機能上やむを得ない場合を除いて 20m 以下とする。但し、用途地域内を除く。
	形態・意匠・色彩	・周囲と調和する形状とする。 ・外壁・屋根は周囲と調和する目立たない色彩とする。【別表 1 による】 (ただし、法令に基づくものは除く。)
	配置	・周辺景観との調和と良好な眺望に配慮した位置・配置とする。
	緑化	・既存の樹木を適切に保全するとともに、農村部では新たに樹木を植栽するなど修景及び緑化に努める。
工作物	高さ	・周辺の景観から突出しないよう、機能上やむを得ない場合を除いて 20m 以下とする。
	形態・意匠・色彩	・建築物本体とのデザインの調和を図る。 ・擁壁などについては、威圧感を軽減するよう、形状、素材感の工夫、壁面の緑化、前面の植栽など修景を行う。 ・立体の施設は、外周部に樹木を植栽するなど修景を行う。 ・外壁・屋根は周囲と調和する目立たない色彩とする。【別表 1 による】 (ただし、法令に基づくものは除く。)
	配置	・道路その他の公共の場所からの見え方に配慮する。やむを得ず高さが 20m を超えるときは、できる限り目立たない位置に配置する。
	緑化	・既存の樹木を適切に保全するとともに、新たに樹木を植栽するなど、緑化に努める。
開発行為	形状・緑化	・できる限り自然の地形を活かすよう配慮し、道路その他の公共の場所から見える箇所では、のり面・擁壁などの配置はできるだけ避ける。 ・切土・盛土によって生じるのり面は、可能な限り土羽(突き固める)によるものとし、やむを得ず擁壁を設置する場合は、必要最小限に留めるとともに、仕上げの工夫または前面の植栽などによる修景を行う。 ・既存の樹木を適切に保全するとともに、新たに樹木を植栽するなど、緑化に努める。
その他	土地の形質変更(都市計画法に規定する開発行為を除く)	・できる限り自然の地形を活かすよう配慮し、道路その他の公共の場所から見える箇所では、のり面・擁壁などの配置はできるだけ避ける。 ・切土・盛土によって生じるのり面は、可能な限り土羽(突き固める)によるものとし、やむを得ず擁壁を設置する場合は、必要最小限に留めるとともに、仕上げの工夫または前面の植栽などによる修景を行う。 ・既存の樹木を適切に保全するとともに、新たに樹木を植栽するなど、緑化に努める。
	屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の堆積	・屋外における物の集積、堆積、貯蔵は原則高さ 4 m 以下とし、外周部に樹木を植栽するなど修景を行う。

【 別表 1 】

周囲と調和しない色彩の基準（マンセル表色系による）

- ・ R（赤）、Y R（黄赤）系の色相 . . . 彩度 8 を超えるもの
- ・ Y（黄）系の色相 . . . 彩度 6 を超えるもの
- ・ 上記以外の色相 . . . 彩度 4 を超えるもの

ただし、木材・レンガ・コンクリート・石など、表面に着色を施していないものの色彩や、ガラス材（表面、内部及び裏面に着色を施していないもの）の色彩を除く。

4 - 2 . 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（法第 8 条第 2 項第 4 号関係）

良好な景観を形成し、道路その他の公共の場所から容易に見ることができる建造物及び樹木については、「歴史的・文化的重要性」、「希少性」または「シンボル性」が認められる場合なども勘案し、必要に応じて地区の景観の核となるものとして指定します。

4 - 3 . 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第 8 条第 2 項第 5 号イ関係）

屋外広告物は、経済活動や日常生活の利便性向上に効果がある一方で、無秩序かつ過剰に設置されることで、景観を損ねるものとなります。

このことから、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為については、本計画第 3 章で示している方針との調和が保たれ、十分に配慮がなされるよう「北海道屋外広告物条例」、「北海道屋外広告物管理指針」に基づき北海道と連携を深め、対応します。さらに屋外広告物等の許可事務等に係る権限移譲について検討します。

また、今後、町が北海道屋外広告物条例に基づく「広告景観整備地区」として指定を受け、地域の特性を活かしたきめ細かい誘導を図ることができるよう、取り組みを進めます。

4 - 4 . 景観農業振興地域整備計画に関する事項（法第8条第2項第5号ニ関係）

本町の農村としての景観は、札幌市に隣接しながらも北海道らしい雄大な田園風景を形成しており、農地とその周辺の自然環境が調和した農村地域を形成し美しい農村景観を保全しながら、その中で生産される安全安心の農産物によるブランド力向上を図ることが求められています。

その景観の保全と生産基盤や農村環境の整備に努めることを目的として、現在、農地・水・環境保全向上対策事業を活動計画に基づき推進していることから、「景観農業振興地域整備計画」については、今後の取り組みに合わせて検討します。

（参考）景観農業振興地域整備計画とは

市町村が景観計画区域内の農業振興地域について、景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項や農用地及び農業用施設などの整備に関する事項を定めるもの。

景観と調和した土地利用を促し、耕作放棄地対策などに効果があります。

4 - 5 . 景観協定の活用

町民自らの手で、地域のより良い景観の維持・増進を図るために、自主的な規制を行うことができる「景観協定」の制度活用を支援し、町民の自発的な活動による良好な景観づくりを促進します。

当別町景観計画

編集：当別町 企画部 美しいまちづくり課
編集年月：平成21年 2月